

盛岡市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 28 年 1 月 5 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、保健福祉部である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監
査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
【保健福祉部】 地域福祉課，障がい福祉課， 生活福祉第一課，生活福祉第二課	平成 27 年 10 月 30 日から同年 11 月 10 日まで
【保健所】 企画総務課，生活衛生課	平成 27 年 11 月 11 日から同年 11 月 16 日まで
【保育園】 きたくり保育園，さくらがおか保育 園，うえだ保育園，東見前保育園， 手代森保育園	平成 27 年 11 月 17 日

第 2 監査の範囲

平成 26 年度の事務の執行。

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 27 年度監査実施計画及び監査資料等
に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の
対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算

の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 保健福祉部

地域福祉課

【注意事項】

- 1 公用車の使用に当たり、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

障がい福祉課

【指摘事項】

- 1 公金とすべき現金の取扱いに当たり、歳入歳出予算に計上せずに処理し、かつ、長期に保管していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 証明書の交付に当たり、手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみの旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。

II 保健所

企画総務課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

生活衛生課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。